

1. 上川町福祉総合計画等策定経過

年 月 日	内 容
令和6年2月5日	○令和5年度 第1回上川町保健福祉サービス運営協議会 ・第2期上川町福祉総合計画の策定について
令和6年2月13日	○産業福祉常任委員会 ・第2期上川町福祉総合計画の策定について
令和6年3月18日	○令和5年度 第2回上川町保健福祉サービス運営協議会 ・第2期上川町福祉総合計画の策定について
令和6年3月22日	○上川町社会福祉協議会定時評議員会 ・第5期上川町地域福祉実践計画について
令和6年3月26日	○令和5年度 上川町社会福祉審議会 ・第2期上川町福祉総合計画の策定について（答申）
令和6年3月26日	○ 第2期上川町福祉総合計画の決定 ・第2期上川町地域福祉計画 ・第5期上川町地域福祉実践計画 ・第9期上川町高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 ・第7期上川町障がい者福祉計画 ・第3期上川町障がい児福祉計画

2 法令根拠

(1) 地域福祉計画・地域福祉実践計画

- 地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられるものです。
- 社会福祉法の理念に基づく社会福祉を地域において実現するためには、住民参加、共に生きる社会づくり、男女共同参画、福祉文化の創造という4つの理念に留意しながら、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項や地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項などを定めるものです。
- 地域福祉実践計画は、社会福祉法第109条の規定する社会福祉協議会の役割を實踐するために、社会福祉協議会が、「住民とともに、どのような福祉のまちづくりをめざしているか」を明らかにするものです。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

(2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める 計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する 事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民

等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を 変更するものとする。
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市あつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉サービスの供給体制や確保すべき事業の量の目標などを定めるものです。
- 介護保険事業計画については、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条により介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画が義務付けられています。

【 老人福祉法（抜粋） 】

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
- 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第2項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たつては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、市町村が第2項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。
- 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画（第2項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

【 介護保険法（抜粋） 】

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - (2) 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - (3) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に 関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
 - (4) 前号に掲げる事項の目標に関する事
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 前項第1号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込 量の確保のための方策
 - (2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保の ための方策
 - (3) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事 業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
 - (4) 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護 給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - (5) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
 - (6) 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第118条の2第1項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計 画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第2項第3号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行う ものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かな なければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都 道府県知事に提出しなければならない。

(3) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

- 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村計画です。
- この両法律では、障がい福祉サービスの提供体制の確保や障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保のほか、この両法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定することが義務付けられています。

【 障害者総合支援法（抜粋） 】

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

【 児童福祉法（抜粋） 】

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定め

るよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
 - 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
 - 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
 - 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
 - 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第33条の21 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3. 上川町保健福祉サービス運営協議会設置要綱

上川町保健福祉サービス運営協議会設置要綱（平成19年要綱第10号）

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、介護保険事業の円滑な実施と高齢者保健福祉施策の推進を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定・評価を行うこと、地域包括支援センターの公正・中立性を確保し、その運営を支援すること、及び地域密着型サービスの推進に関し、適正な運営を図ること、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たすことを目的に、上川町保健福祉サービス運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 上川町高齢者保健福祉計画・上川町介護保険事業計画の策定及び進捗状況等の点検、評価に関すること。
- （2） 高齢者保健福祉サービスの評価、検討及び立案に関すること。
- （3） 高齢者福祉サービスに対する苦情等の改善策に関すること。
- （4） 地域包括支援センターの設置、変更及び廃止等に関すること。
- （5） 地域包括支援センターの運営に関すること。
- （6） 地域の連帯・支援体制等のネットワーク形成に関すること。
- （7） 地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。
- （8） 地域密着型サービスの指定等に関すること。
- （9） 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- （10） 地域密着型サービスの質の確保、運営評価に関すること。
- （11） 地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。
- （12） 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定及び評価に関すること。
- （13） 地域生活支援事業の実施及び評価に関すること。
- （14） 障がい福祉サービスの困難事例及び苦情等の改善策に関すること。
- （15） 障がい者等の自立支援体制等のネットワーク形成に関すること。
- （16） 上川町地域福祉計画の策定及び進捗状況等の点検、評価に関すること。
- （17） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

（組織）

第3条 協議会は、10名以内の委員で構成し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 福祉関係者
- （2） 保健医療関係者
- （3） 学識経験者
- （4） 公募による介護保険被保険者
- （5） 公募によるサービス利用者
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 協議会に、会長及び副会長を各1名置き、それぞれ委員の互選によって選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表し、会議の時は議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 4 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(個人情報保護)

第7条 協議会の委員は、個人情報の保護に十分に留意し、職務上知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(謝礼金)

第9条 協議会の謝礼は、会長及び委員の別に支給するものとし、その額は上川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年条例第2号)別表第1その他委員等の規定の60%以内の額とする。

(費用弁償)

第10条 委員が会議に出席し、その他の公務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、町内については、交通費及び車賃とする。

- 2 前項に規定する旅費は、上川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第2その他委員等の規定を適用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
 (上川町高齢者保健福祉サービス検討委員会設置要綱等の廃止)
 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 (1) 上川町高齢者保健福祉サービス検討委員会設置要綱(平成12年要綱第25号)
 (2) 上川町地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年要綱第1号)

附 則(平成21年10月1日要綱第13号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日要綱第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月14日要綱第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年2月14日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

4. 上川町保健福祉サービス運営協議会委員名簿

任期：令和5年3月1日～令和8年2月28日

	氏名	区分	構成団体役職等	備考
1	徳光 勝俊	1号	社会福祉法人上川町社会福祉協議会 会長	
2	結城 千津子	1号	上川町民生委員児童委員協議会 会長	
3	谷越 一仁	1号	社会福祉法人 かみかわ福寿園 特別養護老人ホーム 大雪荘施設長	
4	佐竹 美奈子	1号	グループホームまどか 施設管理者	
5	定岡 敏之	2号	医療法人社団 z 院長	
6	平野 嘉信	2号	国民健康保険上川医療センター 院長	
7	栗屋 真作	3号	上川町老人クラブ連合会 会長代行	
8	松下 りか	4号	介護保険被保険者	
9	木谷 雅則	6号	上川町身体障害者福祉協会 事務局長	

区分

- (1) 福祉関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による介護保険被保険者
- (5) 公募によるサービス利用者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

5. 上川町社会福祉審議会設置条例

上川町社会福祉審議会設置条例（昭和48年条例第10号）

（設置）

第1条 上川町の社会福祉の全分野における共通の基本事項、その他重要事項を調査審議するため、町長の諮問機関として上川町社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は町長の諮問に応じて、町が推進する社会福祉の計画策定について意見を具申し、又は答申する。

2 審議会は前項のほか、上川町奨学金等貸付条例（昭和51年条例第17号）の規定に基づく奨学生の選定について、その諮問に応じて答申する

（委員）

第3条 審議会は委員10名で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1）社会福祉に関して学識経験がある者 8名

（2）関係行政機関の職員 2名

3 前項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は非常勤とし、報酬及び費用弁償を支給する。

5 前項の報酬及び費用弁償の額は、上川町特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和45年上川町条例第2号）の定めるところによる。

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選とする。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

（特別委員）

第5条 審議会に専門の事項を調査審議するため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員の定数は審議会で定める。

（会議招集）

第6条 審議会は、会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の請求があったとき、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後初めての審議会は、町長が招集する。

（会議および議事）

第7条 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

（1）社会災害等やむを得ない事由により会議を開催することが困難である場合

（2）社会緊急に採決を必要とする案件で、会議を招集する時間的な余裕がない場合

（3）書面により議案の内容が明確に理解できる場合

4 前項の場合において、会議は、委員の2分の1以上が賛否を表明したことをもって成立し、議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年3月23日条例第18号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月30日条例第15号）

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

6. 上川町社会福祉審議会委員名簿

任期：令和6年3月1日～令和8年2月28日

区 分	委員氏名	選 出 区 分	摘 要
1号委員	徳 光 勝 俊	上川町社会福祉協議会	
同	結 城 千津子	民生委員児童委員協議会	
同	桜 田 紀 子	上川町教育委員会	
同	石 倉 裕 晃	P T A 連 合 会	
同	谷 越 一 仁	特養大雪荘	
同	西 本 笑 子	日赤奉仕団	
同	湯 上 千 尋	上川地区連合会	
同	木 谷 雅 則	身体障害者福祉協会	
2号委員	中 川 季 賢	小中学校校長会 (中学校校長)	
同	堀 尾 秋功砂	上川高等学校(校長)	

9. 用語索引

【あ行】

IADL（手段的日常生活動作）	22
ICT（Information andCommunication Technology）	12
悪徳商法	12
アスペルガー症候群	44
アセスメント（介護保険）	22
アセスメント（障がい福祉）	44
アダプテッド・スポーツ	12
アドボカシー	12
育成医療	44
意思疎通支援事業	44
一部負担	22
一般介護予防事業	22
一般高齢者	22
移動支援	44
いのちの電話	12
医療観察法	59
医療保護入院	44
インクルーシブエデュケーション（インクルージョン）	44
インフォーマルサービス	12
うつ病	44
ACT	44
ADHD	44
ADL	22
NPO法	12
NPO法人	12
エンパワメント	12
応益負担	12
応能負担	12

【か行】

介護医療院	22
介護家族の会	22
介護休業	22
介護給付	22
介護給付適正化計画	23
介護給付等費用適正化事業	23
介護サービス	23
介護サービス情報の公表制度	23
介護支援専門員（ケアマネジャー）	23
介護付有料老人ホーム	23
介護認定審査会	23
介護の日	23
介護福祉士	23
介護報酬	24

【か行】

介護保険事業準備基金	24
介護保健施設サービス	24
介護保険施設	24
介護保険審査会	24
介護保険制度	24
介護保険法	24
介護保険料	24
介護予防	24
介護予防居宅療養管理指導	25
介護予防・日常生活支援総合事業	25
介護予防ケアマネジメント	25
介護予防・生活支援サービス	25
介護予防サービス	25
介護予防支援	25
介護予防支援・居宅介護支援	25
介護予防小規模多機能型居宅介護	25
介護予防短期入所生活介護	25
介護予防短期入所療養介護	25
介護予防通所リハビリテーション	26
介護予防特定施設入居者生活介護	26
介護予防認知症対応型共同生活介護	26
介護予防認知症対応型通所介護	26
介護予防福祉用具貸与	26
介護予防訪問介護	26
介護予防訪問看護	26
介護予防訪問入浴介護	26
介護予防訪問リハビリテーション	26
介護予防ボランティア型	26
介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）	26
介護療養型医療施設	26
介護療養型病床の転換	26
介護療養施設サービス	27
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	27
介護老人保健施設	27
介助員	44
介助犬	44
ガイドヘルパー	45
かかりつけ医	59
学習障害（LD）	45
家族介護継続支援事業	27
下半身麻痺	45
上川中部介護認定審査会	27
家族会	45
がん検診	59
基幹相談支援センター	45

【か行】

機能訓練指導員	59
基本相談支援	45
キャラバン・メイト	27
QOL (quality of life)	12
救急の日	12
協議体 (生活支援体制整備事業)	12
共生型サービス	45
共同生活援助 (グループホーム)	45
居住系サービス	27
居宅介護	45
居宅介護支援	27
居宅介護支援事業所	27
居宅サービス	27
居宅サービス計画 (ケアプラン)	27
居宅療養管理指導	28
緊急通報装置	28
クーリング・オフ制度	12
区分支給限度基準額	28
グループホーム (認知症高齢者グループホーム)	28
欠格条項	46
言語聴覚士	46
ケア付住宅	28
ケアハウス	28
ケアホーム	28
ケアマネジャー	28
ケアプラン	28
ケアマネジメント	28
ケアラー	13
計画相談支援	46
継続サービス利用支援	46
軽費老人ホーム	28
ゲートキーパー	13
健康	59
健康教育	59
健康寿命	59
健康診査	59
健康相談	59
現物給付	28
権利擁護	13
後期高齢者	29
高額医療合算介護サービス費	29
高額介護サービス費	29
口腔機能の向上	29
後見制度	13
高機能自閉症	46

【か行】

後見人	13
高次脳機能障害	46
拘縮	59
更生医療	46
更生相談	46
厚生年金保険法	13
行動援護	46
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	29
広汎性発達障害	46
合理的配慮	46
高齢化社会	29
高齢化率	29
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	29
高齢者円滑入居賃貸住宅	29
高齢社会対策基本法	30
高齢社会対策大綱	30
高齢者虐待	30
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	30
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13
高齢者住まい法	30
高齢者生活福祉センター	30
高齢者世帯向公営住宅	30
高齢者総合相談センター	30
高齢者能力開発情報センター	30
高齢者の居住の安定確保に関する法律	31
高齢者の見守りネットワーク	31
高齢者保健福祉計画	31
コーホート要因法	59
国際生活機能分類 (ICT)	31
国勢調査	59
国民健康保険団体連合会	59
国民生活センター	13
国民年金法	13
心のバリアフリー	13
子育て支援センター	14
骨粗しょう症	60
孤独死	14
子ども食堂 (地域食堂)	14
個別支援計画書	46
個別就労支援 (IPS)	46
コ・メディカルスタッフ	59
コミュニティワーカー	14
孤立死	14
子ども食堂 (地域食堂)	14

【か行】

コミュニティワーカー
孤立死

14
14

【さ行】

サービス管理責任者
サービス担当者会議
サービス付き高齢者向け住宅
サービス提供責任者
サービス等利用計画
サービス利用支援
災害時要援護者
災害ボランティアセンター
財政安定化基金
在宅医療・介護連携推進事業
在宅介護
在宅介護支援センター
作業療法士（OT：Occupational Therapist）
サテライト型施設
サテライト方式
サルコペニア
参酌標準
CSW
シェルター
支援者
支援費制度
歯科衛生士
事業継続計画
四肢麻痺
施設介護サービス
施設・居住系サービス
施設サービス計画（ケアプラン）
施設入所支援
肢体不自由
指定管理者制度
指定難病
児童デイサービス
児童発達支援
支払基金交付金
自閉症
市民後見人
社会的障壁
社会福祉協議会
社会福祉士
社会福祉主事
社会福祉法人
社会保険診療報酬支払基金

14
14
47
31
31
32
47
47
14
14
32
32
32
32
60
32
32
32
60
32
14
14
14
47
60
14
47
33
33
33
47
47
14
47
47
33
48
14
48
14
15
15
15
33

【さ行】

重症心身障がい者
住所地特例
住宅改修
住宅型有料老人ホーム
重層的支援体制整備事業
重度障がい者
重度訪問介護
終末期ケア
就労移行支援
就労継続支援A型
就労継続支援B型
就労と就職の違い
主治医
主任児童委員
手話言語条例
生涯学習
障害基礎年金
障害厚生年金
障害支援区分
障害児相談支援
障害者介護給付費等不服審査会
障害者基本法
障害者虐待
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
障害者ケアマネジメント
障害者計画
障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）
障害者雇用促進法
障害者雇用率
障害者差別解消法
障害者総合支援法
障害者支援施設
障害者手帳
障がい者の雇用義務
障害者の雇用の促進等に関する法律
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
障害程度区分
障害年金
障がい福祉計画
障がい福祉サービス
障がい福祉サービス受給者証
障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準
償還払い
小規模多機能型居宅介護

48
33
34
34
15
48
48
60
48
48
48
48
60
15
48
15
48
48
49
49
49
49
49
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
50
50
50
51
51
51
51
51
34
34

【さ行】

職業リハビリテーション	51
職場定着支援	51
小地域ネットワーク	15
ショートステイ	34
消費生活相談センター	15
自立訓練	52
自立支援医療制度	52
自立支援協議会	52
身体障害者更生相談所	52
情報通信技術	15
身体障害者手帳	52
身体障がい	52
身体障害者福祉司	52
身体障害者福祉法	52
自立生活支援専門員	16
自立相談支援機関（自立相談支援センター）	16
シルバー110番	34
シルバーサービス振興会	34
シルバーマーク制度	34
人権擁護委員	16
審査支払手数料	34
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	53
身体拘束	#N/A
心理教育	34
スキルアップ	53
スクリーニング	16
生活介護	60
生活困窮者自立支援制度	35
生活困窮者自立支援法	54
生活支援員（日常生活自立支援）	54
生活支援員（障がい福祉）	18
生活支援コーディネーター	18
生活習慣病	53
生活相談員	16
生活の質	16
生活扶助	16
生活支援サービスの体制整備	17
生活支援ハウス	17
精神科訪問看護	53
精神障がい	53
精神障害者地域移行・地域定着支援事業	53
精神障害者保健福祉手帳	53
精神通院医療	53
精神保健福祉士	53
成年後見制度	17
成年後見制度利用支援事業	17

【さ行】

成年後見人	17
セーフティネット	17
前期高齢者	35
全国社会福祉協議会	17
相談支援	53
相談支援事業所	53
相談支援専門員	54
ソーシャルワーカー	18
措置基準（養護老人ホーム）	35
措置入院	54

【た行】

第1号被保険者数・第2号被保険者数	35
第1号保険料	35
第2号保険料	35
第10次上川町総合計画	18
ターミナルケア	60
代理受領	35
退院情報連絡システム	60
宅老所	35
多床室	35
団塊の世代	18
短期入所生活介護（ショートステイ）	35
短期入所療養介護（老人保健施設などのショートステイ）	35
地域移行	54
地域移行支援	54
地域活動支援センター	54
地域共生社会	18
地域ケア	18
地域ケア会議	18
地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）	18
地域支援事業	35
地域自立生活支援事業	18
地域生活支援事業	54
地域相談支援	54
地域相談支援給付費	54
地域定着支援	54
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律	60
地域福祉	18
地域福祉計画	18
地域福祉実践計画	18
地域包括ケアシステム	35
地域包括支援センター	36
地域密着型介護予防サービス	36

【た行】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	36
地域密着型サービス	36
地域密着型通所介護	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	36
知的障がい	54
知的障害者更生相談所	54
知的障害者福祉司	54
注意欠陥・多動性障害	54
超高齢社会	36
調整交付金	36
聴導犬	55
通所介護（デイサービス）	
通所リハビリテーション（デイケア）	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	36
定着支援	55
DV（ドメスティック・バイオレンス）	18
DV防止法	18
統合失調症	55
同行援護	55
特定介護予防福祉用具販売	36
特定健康診査・特定保健指導	61
特定施設	36
特定施設入所者生活介護	36
特定入所者介護サービス費	37
特定非営利活動促進法	19
特定福祉用具販売（福祉用具購入）	37
特定保健指導	61
特定有料老人ホーム	37
特別支援学級	55
特別支援教育	55
特別支援教育支援員	55
特別児童扶養手当	55
特別障害者手当	55
特別徴収	37
特別養護老人ホーム	37
独立行政法人国民生活センター法	19
特例居宅介護サービス費	37

【な行】

ナチュラルサポート	56
難病	56
ニーズ	19
日常生活圏域	37
日常生活自立支援事業	19
日常生活動作	37
日常生活用具	56

【な行】

日中一時支援	56
任意事業	37
任意入院	56
認知症カフェ	37
認知症	37
認知症ケアパス	37
認知症高齢者の日常生活自立度判定基準	37
認知症高齢者見守り事業	37
認知症サポーター	38
認知症初期集中支援	38
認知症初期集中支援チーム	38
認知症施策の推進	38
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	38
認知症対応型通所介護	38
認知症地域支援推進員	38
認知症予防プログラム	38
認定調査（介護保険制度）	38
認定調査（障害者総合支援法）	56
認定率	38
寝たきり高齢者	38
寝たきり度判定基準	39
農福連携	56
ノーマライゼーション	19

【は行】

徘徊	39
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	19
発達障がい	56
発達障害者支援法	56
発達障害者支援センター	57
バリアフリー	19
バリアフリー法	19
ピアカウンセリング	57
ピアサポーター	57
P S W	57
B M I	61
B C P (Business Continuity Planning)	19
P T (Physical Therapist)	61
P D C Aサイクル	19
B P S D	57
避難行動要支援者（災害時要援護者）	19
被保険者	39
複合型サービス	39
福祉教育	19
福祉施設	19

【は行】

福祉ホーム	57
福祉用具	39
福祉用具専門相談員	39
福祉用具貸与	39
福祉用具販売	39
普通徴収	39
振り込め詐欺	19
ふれあい・いきいきサロン	19
フレイル	61
ヘルプカード	57
保育所等訪問支援	57
放課後等デイサービス	57
包括的・継続的ケアマネジメント	39
包括的支援事業	39
包括的地域生活支援（ACT）	57
法テラス	20
訪問介護（ホームヘルプサービス）	40
訪問介護員	40
訪問看護	40
訪問看護ステーション	40
訪問入浴介護	40
訪問リハビリテーション	40
保険給付	40
保健師	61
保険者	40
保護司	20
補装具	57
北海道災害ボランティアセンター	20
北海道社会福祉協議会（都道府県社協）	20
北海道総合在宅ケア事業団	40
ホームヘルプサービス	40
ボランティア	20
ボランティアセンター	20

【ま行】

まちづくり	20
マンパワー	20
民生委員・児童委員	20
無料職業紹介事業	20
メタボリックシンドローム	61
盲学校	57
盲導犬	58
盲老人ホーム	58
モニタリング	58

【や行】

夜間対応型訪問介護	40
ヤングケアラー	20
有償ボランティア	20
有料老人ホーム	40
ユニット型個室	40
ユニットケア	41
ユニバーサルデザイン	20
要介護	41
養介護施設	41
要介護者	41
要介護状態	41
要介護度	41
要介護認定	41
養護委託	41
養護学校	58
養護者	41
養護老人ホーム	41
要支援	41
要支援者	42
要支援状態	42
要支援認定	42
要保護児童問題対策協議会	21
要約筆記者派遣事業	58
予防給付	42
予防重視型システム	42

【ら行】

ライフステージ	21
理学療法	61
理学療法士	61
リスクマネジメント	21
リハビリテーション	62
リビング・ウィル	62
療育手帳	58
療養介護	58
利用者負担	42
療養通所介護	42
レクリエーション	42
レジデンシャルワーク	21
レスパイト	42
レスパイトサービス	58
聾学校	58
老人クラブ	42
老人健康保持事業	43
老人福祉法	43
老人保健施設	43

【ら行】

老人ホーム	43
老齢基礎年金	43
老齢厚生年金	43
老老介護	43
ロコモティブシンドローム	62

【わ行】

ワークショップ	21
「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制	21
ワンストップサービス	43